

別紙 3

■ 景観形成計画書（工作物・広告物・高架構造物等）

◆ 一般基準

大規模な建築物等については、それ自身が地域の景観を印象づけるとともに、その地域の将来的な景観形成の方向性に大きな影響を与えるため、その位置、規模、意匠、材料及び色彩について、明石が持つ歴史や地域特性に配慮し、周辺との調和に努めるものとする。

特に明石の大きな景観特性である海とその眺望について、配慮するものとする。

また、さわやかで潤いのあるまちづくりを進めるため、植栽などによる修景に努め、個性豊かで美しい都市景観の形成を図る。

◆ 項目別基準（工作物）

誘導項目	留意点	設計にあたって配慮した点
位置・規模	・配置を工夫するなど、周辺景観との調和に配慮する。	
意匠	・すっきりとした意匠とするよう配慮する。 ・周辺に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。	
材料	・材料の選択にあたっては、地域の景観特性との調和に配慮する。 ・経年変化による退色、損傷、汚れに強い材料を選択するよう配慮する。	
色彩	・基調となる色は、落ち着いたものとし、周辺との調和に努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次の通りとする。 (1) R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下	
その他	・周辺の植栽に努める。	

◆ 項目別基準（広告物）

留意点	設計にあたって配慮した点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置、意匠、色彩等は、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・集約化するなど、全体としてのまとまりに配慮する。</li> <li>・建築物を利用する場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、すっきりしたものにする。</li> </ul>	

◆ 項目別基準（高架構造物・橋梁等）

留意点	設計にあたって配慮した点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮する。</li> <li>・給排水管等は、できるだけ目立たないよう工夫する。</li> </ul>	